

消費税率引上げに伴う鉄道運賃の改定について

消費税率引上げに伴う公共料金の改定についての政府方針

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について (平成25年8月1日 物価担当官会議申合せ 一部改正平成30年12月27日)

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒して行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

公共交通事業等における消費税転嫁の基本的考え方

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方 (平成31年3月12日 国土交通省)

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求め間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ(一部改正 平成30年12月27日)に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定方法について

消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する 処理方針(平成31年4月4日 鉄道局鉄道事業課)のポイント

I. 基本方針

- ① 事業全体として108分の110以内の増収を前提とする。
- ② より正確な転嫁を可能とする運賃を認める。
- ③ 利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮する。

II. 改定方法

1. 普通運賃

- ・ 税抜の基準額に100分の110を乗じて算定
 <ICカード> ⇒1円単位(又は10円単位)
 <きっぷ> ⇒10円単位
- ・ 10円単位運賃の端数処理は原則として四捨五入によるが、IC(1円単位)運賃導入事業者が引き続き設定する10円単位運賃については「切り上げ」とすることも可)

2. 定期運賃・料金

- ・ 現行の運賃・料金額に108分の110を乗じ、端数を四捨五入して10円単位とした額

3. 調整

- ・ 全体の増収率に過不足が見込まれる場合は、利用者の公平感・負担感や改定率のバランスに配慮しつつ、
 (1) 端数の切り上げ又は切り捨てによる10円単位の端数処理
 (2) 10円単位での減額、回数券の発売額据置等
により、全体として108分の110以内の増収となるよう調整を行う。

具体的な端数処理の方法

(1) 1円単位運賃導入事業者

- より正確な転嫁を可能とする1円単位運賃を定期外運賃に導入する場合、利用者の分かりやすさの点からICカード1円単位運賃が常に「現金運賃以下」となることを基本とする。
- このため、ICカード運賃が現金運賃より高くないよう現金運賃の「切り上げ」を認めつつ、事業全体で110/108以内の増収となるよう、定期運賃等他の券種により調整。

(例)

現行運賃	ICカード 185円 現金 190円 (税抜基準額 172円)	ICカード 278円 現金 280円 (税抜基準額 258円)
ICカード	189円	283円
現金(切り上げ)	189→ 190円	283→ 290円

・現金(きっぷ)利用が約7%
・定期利用が約60%
※JR東日本、首都圏の大手民鉄
及び地下鉄の状況

(2) (1)以外の10円単位運賃事業者

- 従来どおり、定期外・定期等それぞれ「四捨五入」により端数処理を行い、事業全体で110/108以内の増収に収まるよう調整。

IC1円単位運賃の利用者への案内について(東京メトロの例)

【東京メトロきっぷ運賃表】

東京メトロきっぷ運賃表 Fare Table for Tokyo Metro Tickets

きっぷ (Ticket)	170	200	250	290	320
運賃 (Fare)	90	100	130	150	160
ICカード (IC card)	168	199	242	283	314
IC差額 (IC Difference)	78	99	112	133	154

【東京メトロ50音順きっぷ運賃表】

東京メトロ 50音順きっぷ運賃表 Fare Table for Tokyo Metro Tickets in Alphabetical Order

きっぷ (Ticket)	170	200	250	290	320
運賃 (Fare)	90	100	130	150	160
ICカード (IC card)	168	199	242	283	314
IC差額 (IC Difference)	78	99	112	133	154

【きっぷとICカードの運賃比較表】

赤枠箇所の拡大

	円Yen				
きっぷ (Ticket)	170	200	250	290	320
ICカード (IC card)	168	199	242	283	314
IC差額 (IC Difference)	78	99	112	133	154

【券売機周辺イメージ】



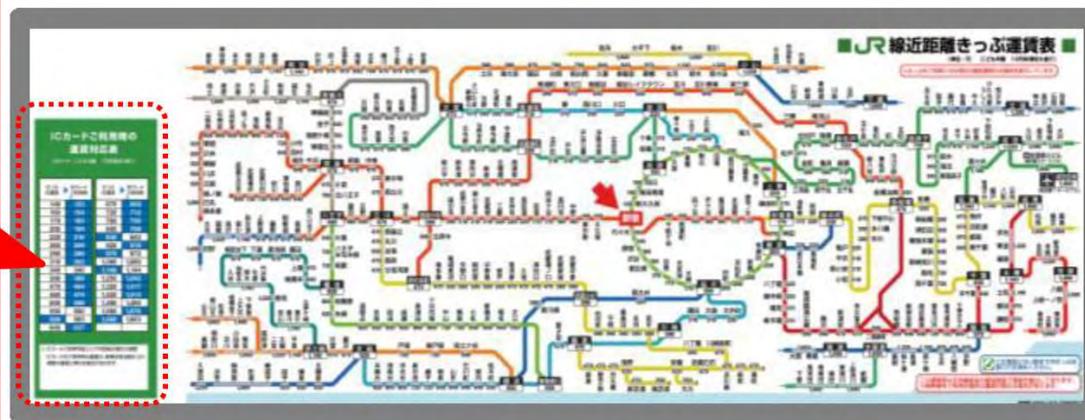
IC1円単位運賃の利用者への案内について(JR東日本の例)

● 駅の運賃表による案内

きっぷの運賃に対応するICカードの運賃を対応表により案内

ICカードご利用時の運賃対応表(例)

きっぷの運賃	ICカードご利用時	きっぷの運賃	ICカードご利用時
140	136	680	682
160	157	730	726
170	168	770	770
200	198	820	814
220	220	860	858
270	264	940	935
300	300	1000	1000



● ホームページ、プレス発表資料による案内

幹線・地方交通線区間においては、IC運賃は、きっぷの運賃と比較して、高い場合もあることを案内

幹線・地方交通線：
IC運賃は、きっぷの運賃と比較して、高い場合も安い場合(一部同額)もあります。

幹線	1~3km	4~6km	7~10km	11~15km
IC運賃	147円	189円	199円	242円
きっぷの運賃	150円	190円	200円	240円

(大人) ※幹線・地方交通線については、[こちら\(MAP1・2・3\)](#)をご覧ください。“黒線”が幹線、“青線”が地方交通線です。

【エリアごとの運賃比較】

幹線・地方交通線：
IC運賃は、きっぷの運賃と比較して、高い場合も安い場合(一部同額)もあります。

幹線	1~3km	4~6km	7~10km	11~15km
IC運賃	147円	189円	199円	242円
きっぷの運賃	150円	190円	200円	240円

電車特定区間・山手線内：IC運賃は、きっぷの運賃より安く(一部同額)になります。

電車特定区間	1~3km	4~6km	7~10km	11~15km
IC運賃	136円	157円	168円	220円
きっぷの運賃	140円	160円	170円	220円

電車特定区間

Suica利用可能エリア(イメージ)

○の駅相互発着の場合は、「[こちら](#)」をご覧ください。

鉄道の運賃改定申請概要について

	JR・大手民鉄	公営地下鉄等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・JR5社 ・民鉄大手15社 	<ul style="list-style-type: none"> ・5大都市の公営地下鉄 ・東京メトロ、Osaka Metro
改定率	<p>JR東日本 1.852% JR東海 1.852%</p> <p>JR西日本 1.852% JR四国 1.851%</p> <p>JR九州 1.850%</p> <p>東武 1.851% 西武 1.852%</p> <p>京成 1.852% 京王 1.852%</p> <p>小田急 1.852% 東急 1.852%</p> <p>京急 1.852% 相鉄 1.839%</p> <p>名鉄 1.852% 近鉄 1.852%</p> <p>南海 1.852% 京阪 1.852%</p> <p>阪急 1.851% 阪神 1.852%</p> <p>西鉄 0.961%</p> <p>(実施運賃の改定率は1.851%)</p>	<p>東京都 1.852% 横浜市 1.850%</p> <p>名古屋市 1.756% 京都市 1.766%</p> <p>神戸市 1.848%</p> <p>東京メトロ 1.852%</p> <p>Osaka Metro 1.564%</p>
実施予定日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
ICカード1円単位運賃導入済事業者	<p>JR東日本、東武、西武、京成、京王、小田急、東急、京急、相鉄</p> <p>※新規導入予定事業者はなし</p>	<p>東京都、横浜市、東京メトロ</p> <p>※新規導入予定事業者はなし</p>

(注)改定率は小数点第4位を四捨五入したものを表示しているが、いずれの事業者も改定率は110/108以内となっている。